

大阪府・大阪市
国家戦略特区税制関係提案

国家戦略特区税制「高度産業集積促進税制」の創設

■世界を取り込む（資本・人材を呼び込む）ために必要な拠点（極めて限定されたエリア＝高度産業集積促進エリア）に対して、規制緩和とともに、これまでにない規模での税制措置を整備。

▶アジア等海外との競争に打ち勝つため、拠点内で新たな設備投資等（生産設備、研究開発設備等）を行う先端ものづくり産業（研究開発・マザー工場、国際物流など）について設備投資促進税制（特別償却・税額控除）を拡充。（産業競争力強化法での投資税制等に上乘せ）

▶国際競争力を強化する拠点に内外からの投資を促進するため、新たに進出する外資系企業等のアジア統括拠点・研究拠点に対して、法人実効税率を20%にまで軽減（所得控除）。とくにイノベーションをもたらすライフサイエンスや環境・新エネルギーなどの事業については5年間はゼロまで軽減（事業計画認定のうえ、再投資・研究開発投資へ循環）

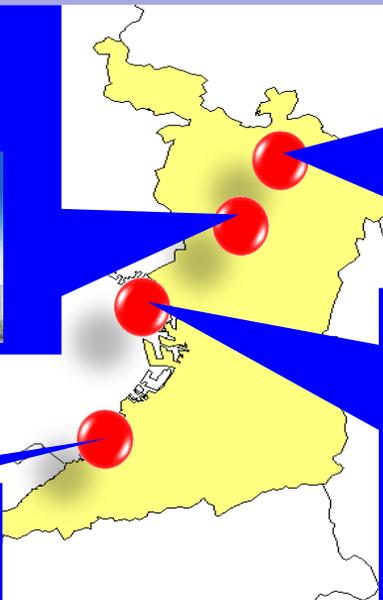
大阪府・大阪市では特区関連企業の地方税が「最大ゼロ」となる制度を実施中【地方税減税に対する損金算入制度（創設）】（次ページ参照）

* 成長著しいアジア等では、我が国と比べて低い税率など立地条件で優位性を有するとともに、成長の源泉である競争力のある産業の育成や集積を図るため、国家戦略として、法人税等を数年間「免除」とするなどの措置を講じて外資を呼び込み経済成長につなげている。

【国家戦略として集中的に集積を図るエリア】

大阪駅周辺地区（うめきた等）
＜起業・新事業創出特区＞

■対象：アジア統括拠点、ベンチャー創業等



北大阪（彩都等）

＜国際的な先端医療特区＞

■対象：健康・医療関連産業の研究開発拠点等



夢洲・咲洲（阪神港）

＜グリーンテクノロジーアイランド＞

■対象：先端ものづくり産業のマザー工場、研究開発拠点、国際物流等



関西国際空港

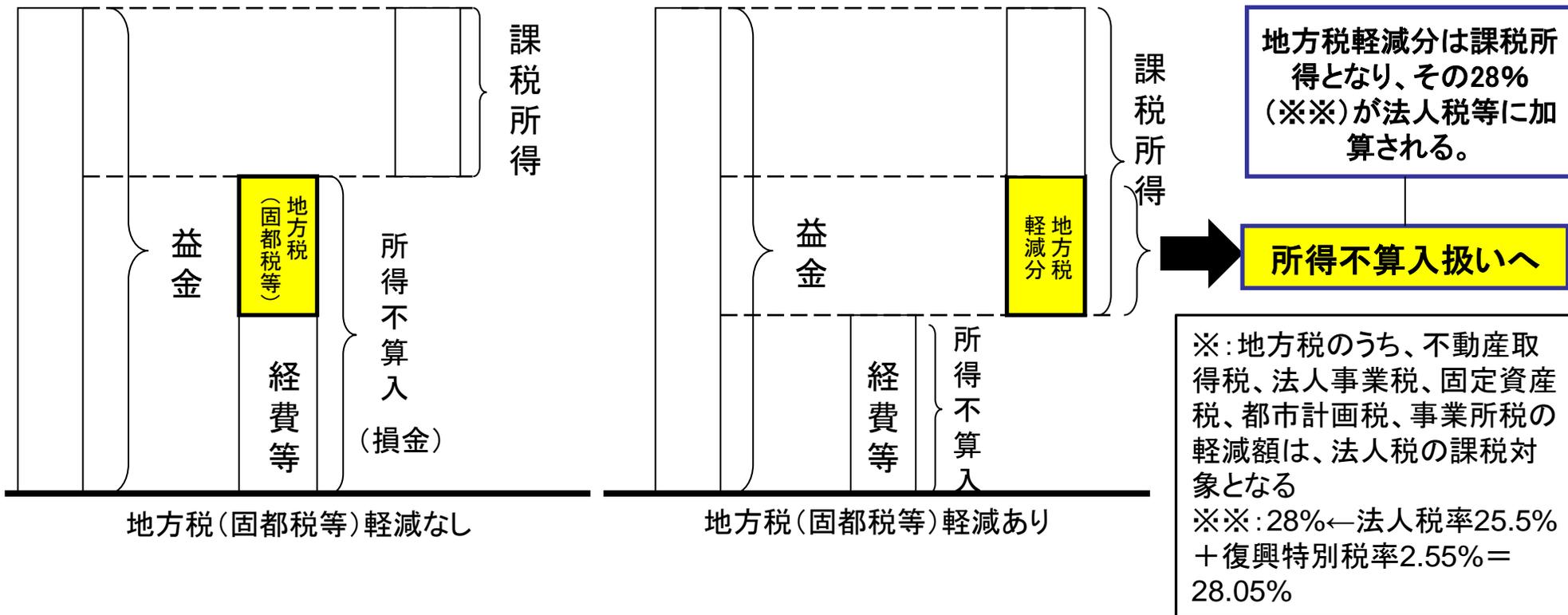
＜国際物流拠点＞

■対象：国際物流、製造加工等

集積対象 （民間プレーヤー）	必要な特区税制
先端ものづくり産業（R&D、マザー工場）、国際物流拠点	・設備投資減税の拡充（即時償却制度の創設、総合特区での税額控除の拡大など）
アジア統括拠点（外資系企業等）	・法人実効税率を20%に軽減（所得控除）。 ※特区事業に対する新規雇用数等で所得を案分
ライフサイエンスや環境・新エネルギー分野などのイノベーションの波及効果が大きい事業	・事業認定のうえ、法人税を最大ゼロまで軽減（5年間） ※特区事業に対する新規雇用数等で所得を案分

【補足説明】 地方税減税に対する所得不算入制度（創設）

- ◆ 地方が独自の措置として、地方税を軽減しても、現行制度では、その軽減相当額が法人税の課税対象となり、軽減効果が減殺される。
- ◆ 地方税軽減相当額について、法人税の課税所得へ不算入（もしくは損金算入分を所得控除）する制度が導入されれば、府市が創設した「特区税制」がより効果的なものとなる。



※大阪が全国初で実施している特区税制(大阪府・大阪市等)

【対象税目】 府税(法人府民税・法人事業税・不動産取得税)・市税(事業所税・固定資産税・都市計画税・法人市民税)

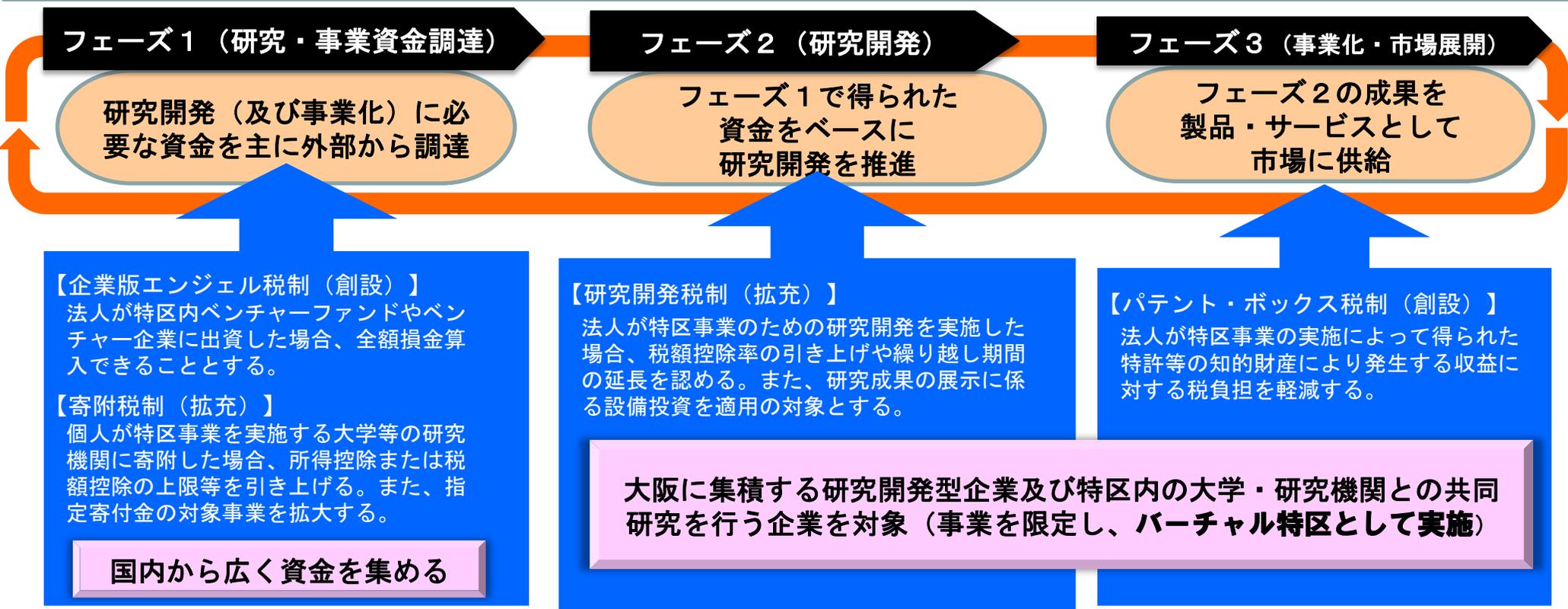
【対象事業】 新エネルギー・ライフサイエンス等の事業

【軽減内容】 府外から特区に新たに進出する場合 5年間ゼロ+5年間1/2(最大の場合)

国家戦略特区税制「イノベーション創出税制」の創設

■イノベーションのライフサイクルの資金調達から研究開発、商品化までを税制面からサポートするこれまでにないパッケージ税制を特区で整備。イノベーションの創出を加速する。

➢ 新たなビジネスを起こしイノベーションの担い手となるベンチャー企業などが生まれるための資金調達の仕組みを税制面からサポート。さらに、研究開発税制の拡充、パテント・ボックス税制の創設により、ライフサイエンス・新エネルギーなどの研究開発型・高付加価値型企業のイノベーション創出を強力に後押し。



【在留外国人に対する課税の特例】イノベーション創出事業に従事する外国人の海外資産・収入への課税について猶予期間を延長する。

期待される効果

- ★投資や個人寄附への税制支援 ⇒ 大学等における研究開発の加速・我が国をけん引するベンチャー企業の創出
- ★知的財産収益に対する税制支援 ⇒ 高付加価値型の海外企業の進出・海外進出国内企業の回帰
- ★全フェイズを通じたパッケージ支援 ⇒ 資金循環による研究開発の加速・国内での拠点の定着

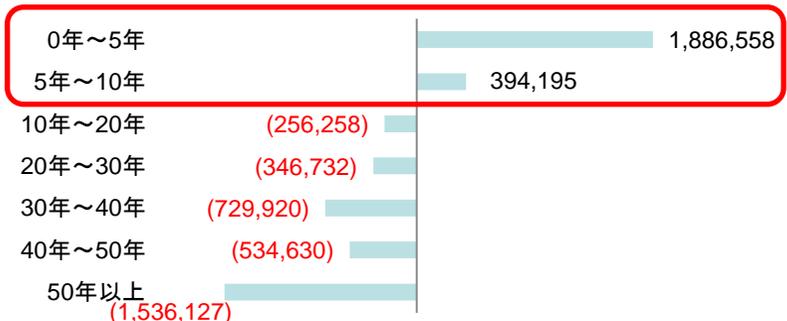
【補足説明】 企業版エンジェル税制（創設）

- 経済活性化の観点から、雇用を創出するベンチャー企業への資金供給を促進していくことが必要不可欠。
- しかし、ベンチャー企業への投資は米国に比べて極めて少なく、起業を促進する環境が整っていない。
- そのため、ベンチャー企業への資金供給元となる特区内のベンチャーファンドや特区内のベンチャー企業に出資する法人に対し、税制優遇措置を講ずる。

現状・課題

創業から10年以内の企業が雇用を創出

企業設立年数と雇用者数の変化



一橋大学深尾京司教授「日本経済再生の原動力を求めて」(2010年11月)より

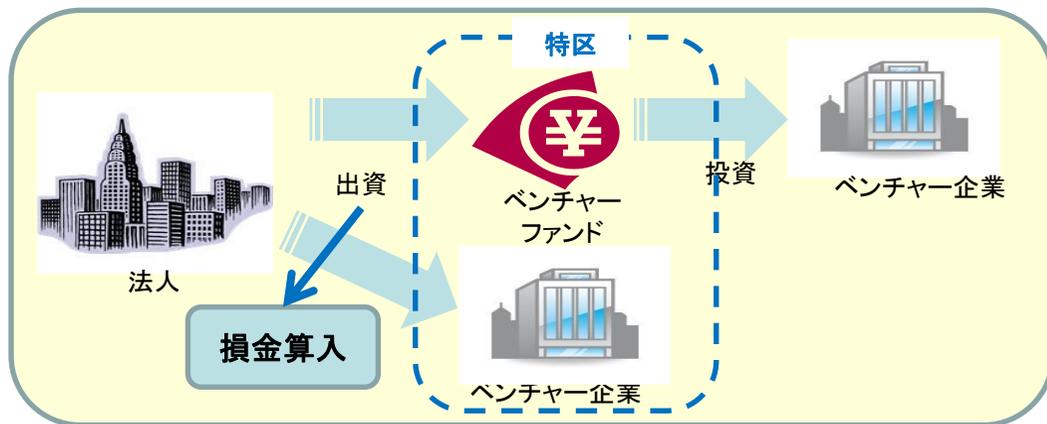
ベンチャーファンドから投資を受けた企業は 受けていない企業に比べて売上、従業員共に増加

	売上高増加	従業員数増加
ファンド投資先	404.6万円 (増加率6.27倍)	13.3人 (増加率2.27倍)
マッチド企業	211.6万円 (増加率1.72倍)	3.3人 (増加率1.09倍)

「ベンチャー政策評価の事例研究－ベンチャーファンド事業による資金供給の有効性－」
石井芳明 経済産業研究所 2011年9月 より

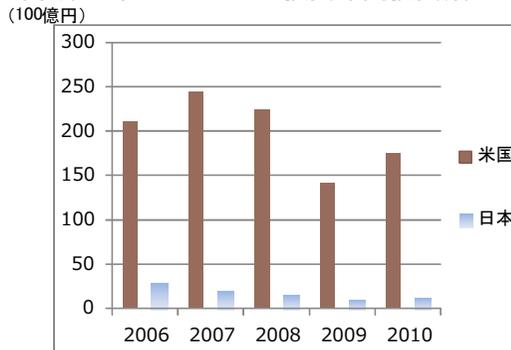
特区での提案

特区内で登記したベンチャーファンドや特区内のベンチャー企業に対して、法人が出資した場合に、その出資額を損金算入する制度を創設する



日本のベンチャー投資規模は米国の15～20分の1程度

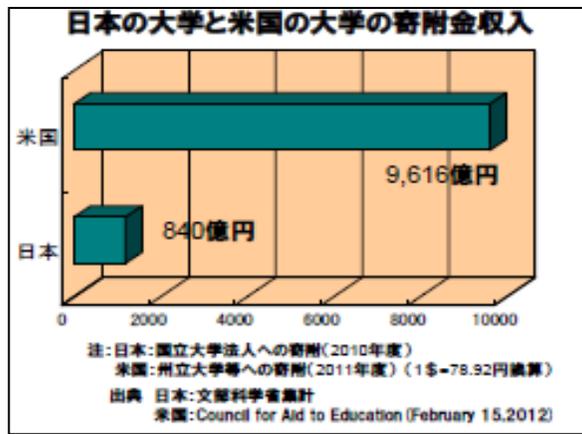
米国、日本のベンチャー投資年間投資額



出典：2011年度ベンチャーキャピタル等動向調査

【補足説明】 寄附税制の拡充（個人寄附の所得控除の拡大）

- 大阪は優れた大学・研究機関が集積し、再生医療等の最先端分野で強みを有していることから、こうした研究の支援を希望する個人が潜在的に多いと想定される。しかし、わが国の寄附金文化は欧米に比べ発展途上であり、現状では多額の寄附を期待できない。
- 国・地方公共団体、公益法人等に対する寄附（特定寄附金）を行った場合の控除率を引き上げることで、寄附を促進させるための機運の醸成につなげていく必要がある。



<現行制度（所得税法第78条）>

個人が国・地方公共団体、公益法人・特定公益増進法人等への寄附（特定寄附金）を行った場合、所得金額の40%を上限に寄付金控除として所得から控除される。

⇒例えば、控除限度額上限を国内最高レベルの80%に引き上げる

控除限度額の上限の引き上げにより増加が見込まれる潜在的な寄附ニーズ

- ◆ 相続した遺産の寄附
⇒ 被相続人が用途を特定しない場合等
- ◆ 資産家による寄附
⇒ 退職者等が生前の寄附を希望する場合等
- ◆ 一時的な高額収入を得た場合の寄附
⇒ 研究者が特許料を得た場合等

京都大学「iPS細胞研究基金」の事例

《2011年度》
367件（個人330件）・約1.7億円

↓ 山中伸弥教授「ノーベル生理学・医学賞」受賞

《2012年度》
7,527件（個人7,309件）・約9.4億円

【補足説明】 寄附税制の拡充（指定寄付金対象の拡大）

- ▶ 大阪では優れた大学・研究機関の集積を背景として、産学連携の支援等極めて公益性の高い事業を実施している会社法人があるが、わが国の寄附税制においては、こうした取組みへの支援は対象になっていないため、民間投資を抑制する結果を招いており、民によるビジネス支援の拡大が進みにくい状況にある。

<現行制度（法人税法第37条第3項第2号）>

財務大臣が指定した、公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるものについては（指定寄付金）、寄附金の損金算入限度額にかかわらず、損金に算入することができる。

<例>

国宝の修復、オリンピックの開催、赤い羽根の募金、私立学校の教育研究等、国立大学法人の教育研究等
など

特区での提案

- ◆ 株式会社等が実施する特区内での産学連携の支援やMICE事業等の極めて公益性の高い事業については、指定寄付金の対象とする。（法人が、当該事業者に寄附を行う場合、全額損金算入できることとする）

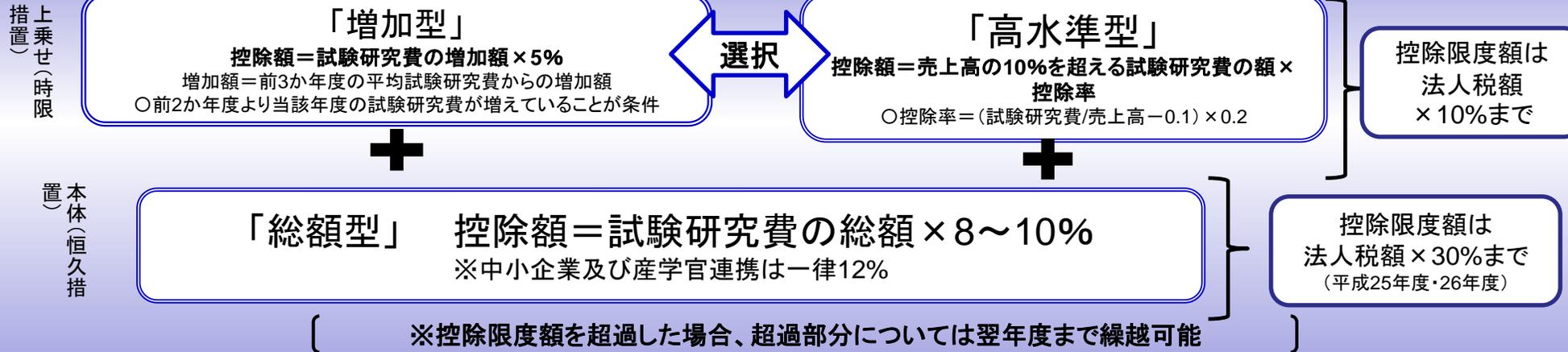
民間が主体となってイノベーション創出を促進し、
MICE機能を活かしたグローバルビジネス展開を実現

【補足説明】 研究開発税制（拡充）

- イノベーションをけん引する企業の研究開発投資を促進し、海外企業との競争に打ち勝つために研究開発税制のさらなる拡充が不可欠。
- 国際的な研究開発税制の拡充の動きにも対応

＜現行制度＞

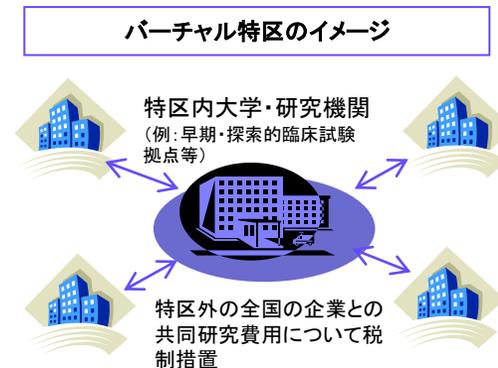
◆試験研究費を法人税額の20%を限度として、納付税額から控除できる制度。（時限措置で、税額控除限度額を30%に引き上げ・上乗せ措置あり）税額控除額が控除上限を超過した場合、超過額を翌年度に繰り越して控除することが可能。



※なお、研究開発成果の展示にかかる設備投資は研究開発税制の対象として認められていない。

特区での提案

- ◆ 特区内での試験研究費については、控除率を上乗せし、研究開発を促進する。（控除限度額も併せて拡大）⇒例えば、「増加型」の5%を30%まで、「総額型」の最大12%を20%まで引き上げる。
- ◆ 特区内での試験研究費については、繰越期間を延長する。（例えば3年間）
- ◆ 特区内で研究開発成果の展示を行う場合、その設備投資分を研究開発税制の適用範囲とし、研究開発を促進する。
- ◆ 「高水準型」について特区内で恒久措置とする。
- ◆ 特区内での研究機関（大学等）との共同研究を行った特区外企業の試験研究費も対象とする。（バーチャル特区として実施）



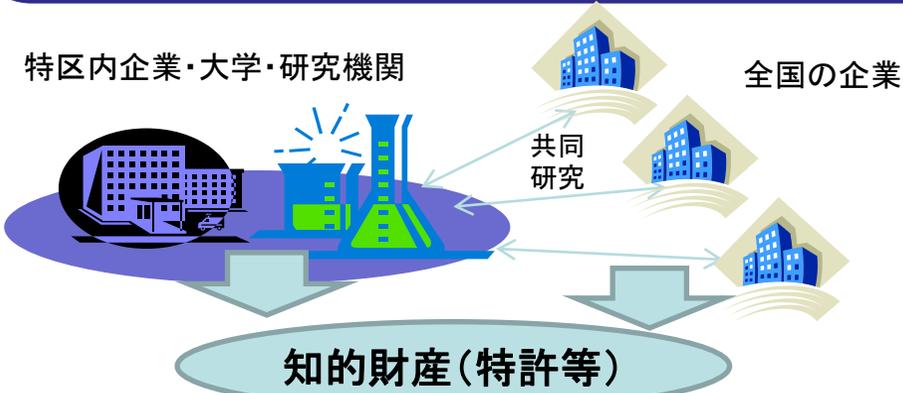
企業の研究開発の促進による国際競争力強化とイノベーション創出を促進（全国への波及）

【補足説明】 パテント・ボックス税制（創設）

- 知的財産の使用等により稼得される所得に対して、優遇税率の適用や所得の一部を免税する「パテントボックス税制」は欧州を中心に近年導入が進んでいる。
- 本税制の導入を考慮して知的財産の海外移転や研究開発拠点の海外移転等を考慮する企業が増える恐れ。
- 国家戦略として研究開発拠点の海外流出防止と国内への誘致を促進し、知的財産の活用促進によるイノベーション創出を図るため、パテントボックス税制を新たに導入する。

特区での提案

- ◆ 特区内(大阪府域を想定)での研究機関等で実施された研究開発による特許権等の知的財産から生じた所得(特許の使用料、特許が使用されている製品に係る販売所得等)について分離課税として優遇税率(10%~15%程度)を適用。
- ◆ 特区外の企業が特区内の大学等の研究機関と共同で研究開発した場合にも対象にする。(バーチャル特区)



海外のパテント・ボックス税制の事例

国	対象資産	適用税率	標準法人税率
フランス	特許権、発明、製造工程等	15%	36.1%
英国	特許権	10%	24%
スペイン	特許権、意匠、工程、情報等	15%	30%
オランダ	特許権、研究開発資産	5%	25%
ベルギー	特許権、研究開発資産(特許関連)	6.8%	33.99%
中国	特許権、ソフトウェア等	0~12.5%	25%

平成24年度海外主要国の研究開発税制及びイノベーションボックス税制に関する実態調査(経済産業省)より抜粋

知的財産から生じた所得に対して法人税を軽減することで、国内での研究開発・特許活用、さらには海外企業の国内への誘致を促進。国際競争力の向上にも貢献。

【補足説明】 在留外国人に対する課税の特例（創設）

外資系企業の役員、研究者等として外国人が日本に赴任する場合、所得税法上、5年間は日本で受け取る給与に対してのみ課税されるが、滞在が5年を超える場合、海外での資産・収入についても税務署への申告が必要となっている。（所得税法第2条・第7条等）

日本の外資系企業においては、外国人の役員や研究者が5年以内に海外に転勤するケースが多いのが現状。

- ⇒ 二重課税を排除する救済措置制度はあるが、手続きが煩雑のため利用し難い
- ⇒ 欧州等にはこのような海外資産・収入に対する課税制度はない。

特に、医薬品のように、研究開発に10～15年の長期間を要するものについて、高度な知識や豊かな経験を有する外国人が短期間での転勤を余儀なくされる現状がイノベーション創出促進の阻害要因ともなっている。

在留外国人の海外の資産・収入に対する課税の猶予期間について、例えば、5年から10年に延長することで、優秀な外国人労働者の長期在留を促進され、さらなるイノベーション創出につながるものと考えられる。

大阪での国家戦略特区の日本経済再生に向けた効果①（KPI達成に向けた貢献）

日本経済再生に向け、どのKPIに資するか？	大阪が提案するプロジェクト	どのように目標達成に貢献するか？主な内容	大阪(圏)での定量的な貢献効果や目標指標
<p>■国民の「健康寿命の延伸」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、再生医療の医療関係産業の市場規模を2020年に16兆円（現状12兆円）に拡大 ・日本の医療技術・サービスが獲得する世界市場規模を2030年までに5兆円に。 ・健康増進・予防・生活支援関連産業の市場規模を2020年に10兆円（現在4兆円）に拡大 ・ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2600億円 	<p>◆課題解決型のリーディング産業「健康医療産業」の創出プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本最大の国際医療産業クラスターである大阪・関西のポテンシャルを活かして、免疫・再生医療、先端がん治療等の先端医療の実用化促進や革新的な創薬開発により、国内外の市場を獲得。 ・ものづくり企業等とも連携した医療機器の開発とパッケージ輸出を促進。 ・健康食品の機能性表示制度創設等により健康増進市場を拡大。 ・安全規格の制定など環境整備により大阪からロボット介護機器市場へのメーカー等の参入を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西の医療関連（医薬品・医療機器・再生医療）の市場規模を2010年2.5兆円から2020年4.1兆円に拡大 ・免疫・再生医療について、2020年2,576億円、2030年2.0兆円、2040年4.8兆円の経済的貢献 ・2030年 高度医療機器（クラスIV）の国内・海外の市場規模8,000億円のうち、1,600億円の経済的貢献 ・関西からの医療機器の輸出額を2010年660億円から2030年に1.1兆円に拡大
<p>■民間投資の活性化</p> <p>今後3年のうちに民間設備投資をリーマンショック前の水準（年間約70兆円）に回復させる。</p>	<p>◆課題解決型のリーディング産業「健康医療産業」の創出プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆世界と戦える都市プロジェクト ◆関空グローバルサプライチェーンプロジェクト ◆国際コンテナ港湾の強化プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・北大阪、大阪駅周辺、夢洲・咲洲（阪神港）、関西国際空港の高度産業集積エリア（仮称）において規制緩和や大胆な税制措置を導入することで投資を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度産業集積エリア内で約2800億円の設備投資、約1.3万人の雇用を創出
<p>■ベンチャー投資・再チャレンジ投資促進（開業率・廃業率）</p> <p>開業率が廃業率を上回る状態にし、10%台になることをめざす。</p>	<p>◆世界と戦える都市プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪に集積するイノベーションを創出する諸機能（支援機関、展示施設、情報発信や人材育成・交流の仕掛けなど）を活かし、規制緩和や税制措置を集中することで、開業を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間で10件のベンチャーファンドを組成（各40億円）し、開業者への資金需要へ対応

大阪での国家戦略特区の日本経済再生に向けた効果②（KPI達成に向けた貢献）

日本経済再生に向け、どのKPIに資するか？	大阪が提案するプロジェクト	どのように目標達成に貢献するか？主な内容	大阪(圏)での定量的な貢献効果や目標指標
<p>■クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年からの燃料電池自動車の市場投入 ・2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする。 ・遅くとも2020年を目途に電力システム改革を完了する。 	<p>◆世界市場を獲得する環境・エネルギープロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自律走行型自動車の公道走行を可能とすることによる、次世代自動車の普及促進。 ・燃料電池産業用車両や大規模施設に対応した水素エネルギーシステムの整備・実証を関西国際空港内で促進。 ・鉄道網を活用した都市とエネルギーの一体開発の実証等による電力システム改革の促進 ・EVの実証等で普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池フォークリフトの世界シェア25%以上をめざす。
<p>■都市の競争力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界銀行のビジネス環境ランキングを2020年までに現状先進国15位から3位以内に入る。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆世界と戦う都市プロジェクト ◆関空グローバルサプライチェーンプロジェクト ◆国際コンテナ戦略港湾プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間主導で国際都市にふさわしい拠点機能の整備・更新が進むことにより、国内外からのビジネス流入人口の増加やビジネス・イノベーションの促進を図る。 ・都心部での機能性の高い緑地空間の整備や外国人が居住しやすい環境整備、さらには物流ネットワークの強化などにより、ビジネス環境を向上。 ・我が国初のBIDによる魅力ある都市空間の創出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪が世界の都市総合ランキングで17位から10位以内をめざす。(2020年まで) ・外資コンテナ取扱貨物量(阪神港)の増加 2015年目標:490万TEU(2012年:419万TEU)
<p>■グローバル化等に対応する人材力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年に外国人留学生の受け入れを14万人から30万人に倍増 ・2017年に国際バカロレア認定校(現在16校)を200校 	<p>◆公教育活性化による人材育成プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際バカロレアの趣旨を踏まえた公設民営学校を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪にて、5年以内に公設民営学校開設をめざす。